

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合ふるさと市町村圏基金条例

平成5年11月25日
条例第3号

改正 平成27年4月1日 条例第1号

(設置の目的)

第1条 福井坂井地区広域市町村圏（以下「広域圏」という。）の振興整備のための事業を推進するため、ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、2億円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金を追加して積み立てることができる。

(基金の管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に替えることができる。

(運用収益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益金は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出予算に計上して、広域圏の振興整備のための事業の財源に充て、又は基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、広域行政機構及び構成市町の事業実施に必要な限度において、財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。